

# 第3章 治水計画の方向性

## 1 計画策定の背景

気候変動に伴い全国で豪雨災害が頻発化・激甚化しており、本県においても九州北部豪雨や令和2年7月九州豪雨などの甚大な豪雨災害が多発したため、大きな浸水被害を受けた箇所から河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、河川改修に着手(再度災害防止対策)している。

こうした気候変動の影響に対応するため、あらゆる関係者が協働して地域の特性に応じハード・ソフトの両面から取り組む「流域治水」を推進してきている。

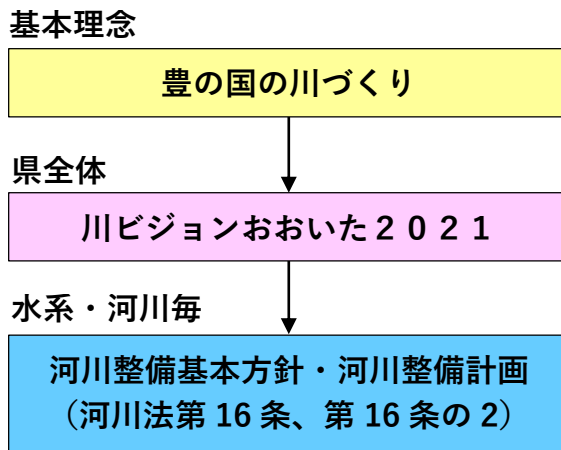
また、従来の「再度災害防止対策」に加え、想定される水害を防ぎ、軽減させるため、事前にハード・ソフト対策を行う「事前防災対策」にも取り組む必要がある。

このため、家屋浸水履歴、改修状況、気候変動を考慮した降雨に対する危険度などの各種条件を勘案して河川改修の必要箇所を抽出し、その優先度を県下全域において圏域毎に検証し、県全体の河川整備の長期計画を策定するものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、大分県における河川整備の基本理念である「豊の国の川づくり」を基に、県全体及び圏域毎における今後の河川整備の方向性を示すものである。

各河川の河川整備の方向性やその内容は、河川整備基本方針及び河川整備計画に位置づけられている。また今後は、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン2015」の基礎となるものである。



上位計画との関係

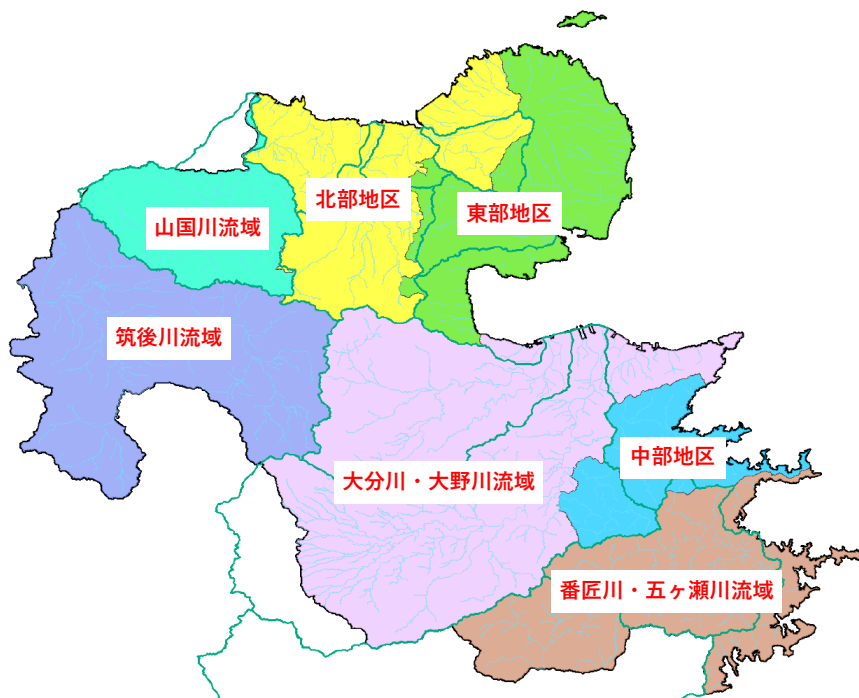
### 3 計画の基本的な考え方

#### (1) 策定方針

本計画は、今までに発生した浸水被害や今後想定される水害に対し、流域治水プロジェクトの考え方を踏まえ、河川管理者が行うハード及びソフト対策についてとりまとめる。

#### (2) 策定単位

本計画の策定単位は、流域治水協議会の範囲を参考に、下記の7圏域とする。なお、対象河川は1級水系の県管理区間及び2級水系とする。



計画の策定範囲

計画策定圏域一覧表

圏域名	関係市町村	対象河川
山国川流域	中津市	・山国川水系の県管理区間
大分川・大野川流域	大分市・竹田市・豊後大野市・由布市	・大分川・大野川水系の県管理区間 ・大分市内の二級河川
番匠川・五ヶ瀬川流域	佐伯市	・番匠川・五ヶ瀬川水系の県管理区間 ・佐伯市内の二級河川
筑後川流域	日田市・九重町・玖珠町	・筑後川水系の県管理区間
北部地区	中津市・宇佐市・豊後高田市	・二級河川
東部地区	国東市・杵築市・日出町・別府市	・二級河川
中部地区	臼杵市・津久見市	・大野川水系の臼杵市内河川 ・二級河川

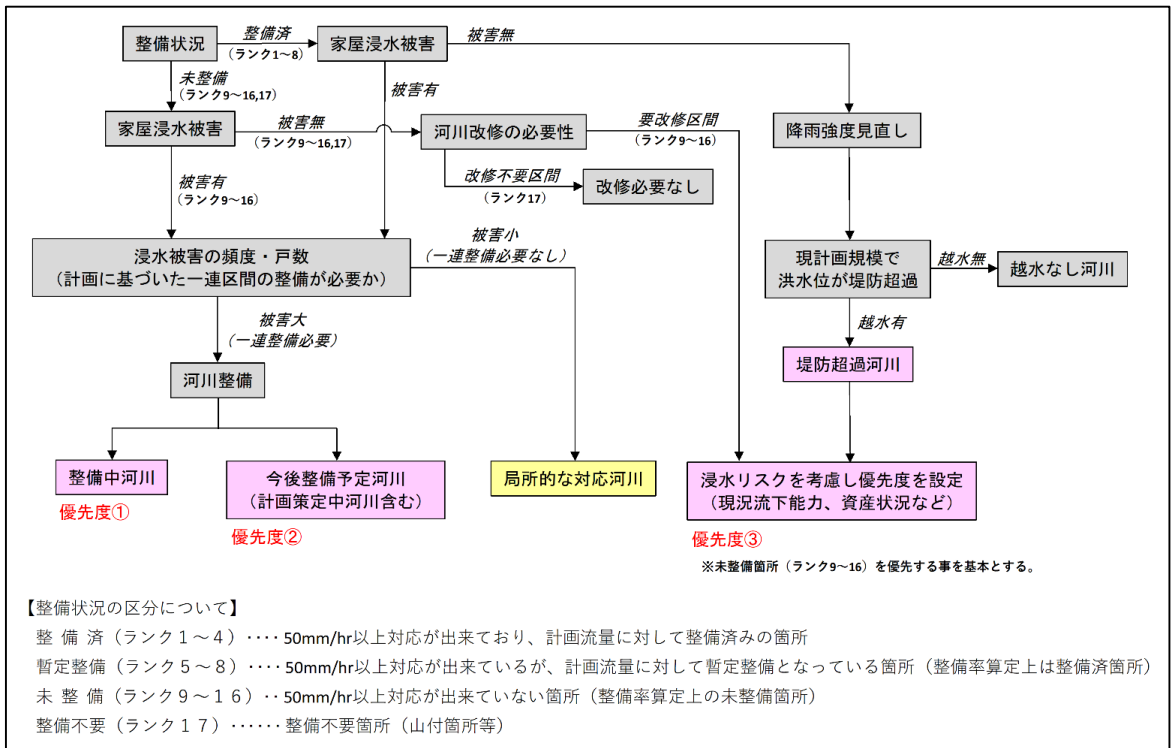
### (3) 対象期間

本計画の対象期間は概ね10年間とし、浸水被害の状況や気候変動に係る施策動向などを勘案し、5年を目途に整備目標や整備内容の見直しを行う。

### (4) 河川整備の優先度

既往出水による浸水被害状況を踏まえ、

- ① 家屋浸水被害の防止または軽減対策を行う河川
- ② 近年の降雨状況や気候変動を踏まえた場合に浸水被害が発生する可能性がある河川の観点から、優先的に整備を行う河川を選定する。



優先河川選定フロー

### (5) 河川整備の段階的な進め方

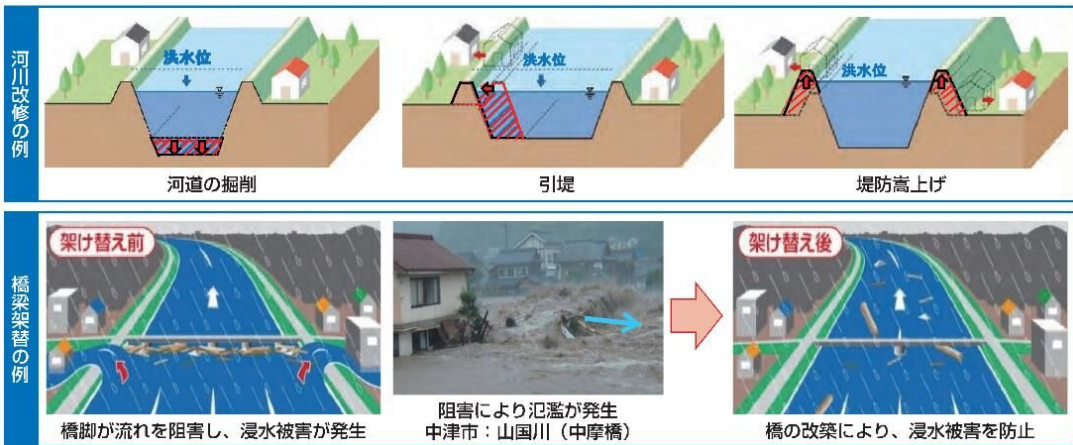
対象河川の本支川及び上下流の治水安全度のバランス、事業進捗状況などを考慮し、短期～5年、中期5～10年、長期(10年～)の3段階に、整備を完了させる河川、河川改修に着手する河川などの整備目標を整理し、長期的な展望のもとで段階的・計画的に効果を発現させる。

## (6) 河川整備の内容

### ① ハード対策（治水施設の整備）

#### ○河川改修

浸水実績を踏まえ、河川改修(河道掘削、引堤、堤防嵩上げなど)や川の流れを阻害している河川内の横断工作物(橋梁、堰など)の改築を行い、河道の流下能力を向上させる。



河川改修の主な整備メニュー

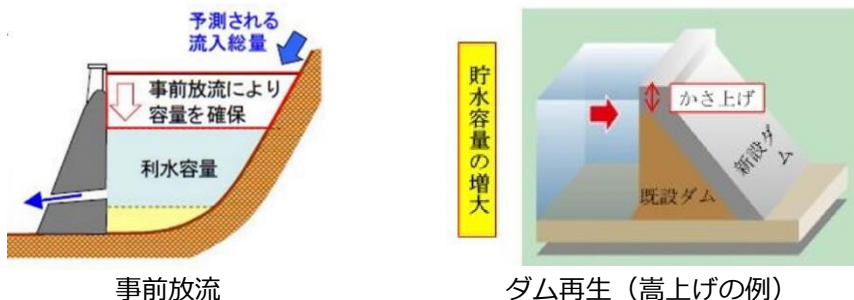
さらに、その他の河川や区間についても、既往洪水による浸水被害状況や沿川の状態などを考慮し、現場条件に応じた局所的な対応を行うことにより、水害リスクの軽減を図る。

局所的な対応では、小規模な家屋浸水箇所などの対策として、輪中堤、特殊堤、河道掘削(河床掘削)、河川法線形の是正、被災要因となった構造物の改築などネック箇所の解消を行う。また、宅地の嵩上げや建築物の構造の工夫などの「流域治水」による浸水被害軽減のための対策も検討する。

#### ○洪水調節施設等の整備や活用

河川改修に加え、洪水調節施設(ダム、遊水地、調整池)等の建設や調査、検討も引き続き行う。

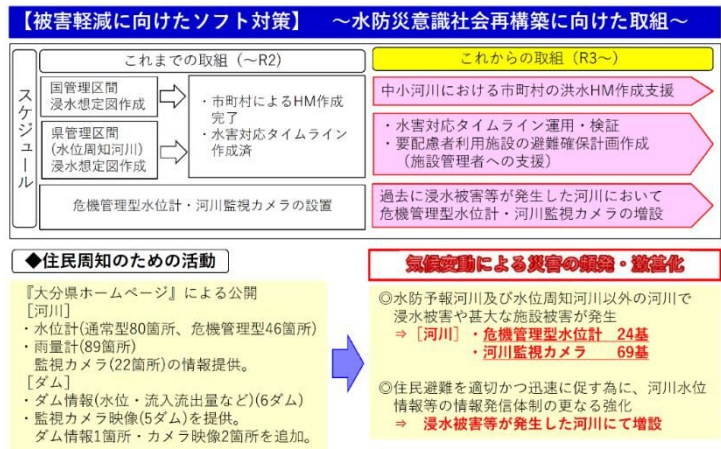
また、河川管理者、利水者等からなる「ダム洪水調節機能協議会」を設置し、事前放流の取り組みを継続的なものにするにより、洪水調節機能の強化に努める。加えて、既設ダムの嵩上げ、洪水吐の増設等の洪水調節機能拡充の検討や、ゲートレス化による洪水調節機能の確実性の向上ならびに維持管理の省力化の検討も進める。



## ② ソフト対策

大規模な洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備とあわせて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行うことが必要である。

そのため、平時から関係機関と連携して地域住民に対し、水害リスク情報や避難場所などの防災情報を積極的に提供・周知するほか、防災教育や防災訓練の支援を行う。



被害軽減に向けたソフト対策

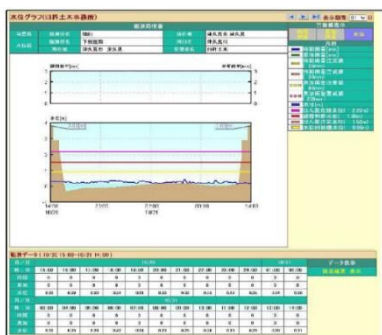
## ○河川情報の提供

洪水などの災害時の人的被害を最小限に抑えるためには、正確な情報を迅速に地域住民に提供し、早期の避難を促すことが極めて重要である。

このことから、水害時の迅速かつ的確な水防活動を可能とするため、平成9年から河川水位局・雨量局の自動観測設備の整備を行い、洪水予報や水位周知河川における水防警報の発表をインターネットなどを通じて行っている。

これに加えて、住民の避難行動を促すための視覚情報を充実させるため、新たに危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを設置するなど、分かりやすい防災情報の提供に努める。

また、情報の収集・集積・伝達の高度化を推進するため、DX(デジタルトランスフォーメーション)についても取り組んでいく。

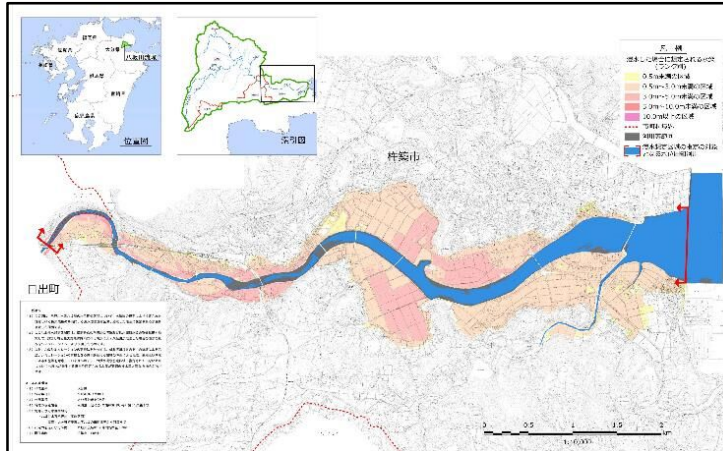




## ○防災意識の向上

### 【洪水浸水想定区域図】

水害リスク情報の提供としては、これまで水位周知河川において、“計画規模の降雨”と“想定し得る最大規模の降雨”により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として公表を行い、それをもとに市町が洪水ハザードマップを作成している。今後は、それ以外の浸水リスクが高い中小河川においても洪水浸水想定区域図を作成し、市町の洪水ハザードマップ作成の支援を行う。



洪水ハザードマップのベースとなる洪水浸水想定区域図

### 【水防災啓発、防災教育等の取り組み】

住民の確実な避難行動や水害に強いまちづくりにつなげる取組として、地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の要となる防災士の養成研修や消防学校への講師派遣、小中学校などの教育機関と連携して防災教育を進める。

また、防災教育に加えて、河川のことを知ってもらい、より身近なものとして感じてもらうため、河川の環境学習なども含めた取り組みを検討する。



消防学校への講師派遣

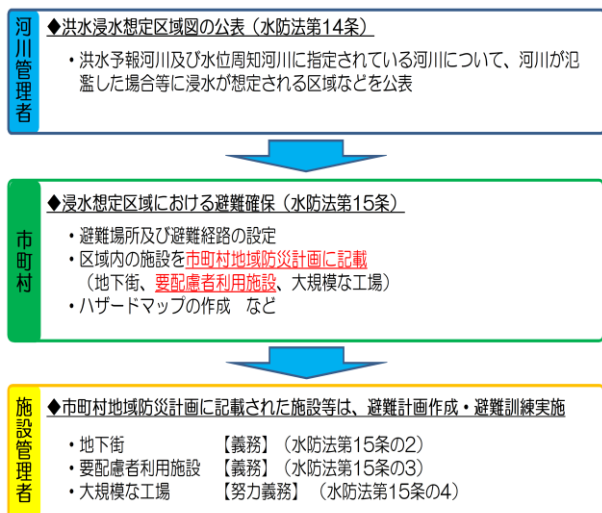


小・中学校への講師派遣

## 【要配慮者利用施設における避難体制構築への支援】

平成29年6月の水防法改正に伴い、浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成及び訓練が義務づけられた。

対象となる全施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施を目指す。



市町村地域防災計画に定められた  
要配慮者利用施設数及び計画作成状況

		令和3年9月30日
大分県	対象要配慮者利用施設	1,604
	避難確保計画を作成している 要配慮者利用施設の数	1,307
	作成率	81.5%
全国	対象要配慮者利用施設	105,310
	避難確保計画を作成している 要配慮者利用施設の数	77,595
	作成率	73.7%

こうした取組を通じて、自助・共助・公助の適切な役割分担と相互の連携により地域防災力の向上を図る。

### ③ 維持管理対策

#### ○河川施設の維持管理

圏域毎に河川維持管理計画を策定し、的確な維持管理を行うことにより、施設の所定の機能を維持し、水害リスクの軽減を図る。

#### ○河川構造物等の長寿命化

樋門・樋管等の河川構造物や治水ダムについては、長寿命化計画に基づき維持管理を適切に行い、所定の機能が継続的に確保できるように努める。